

平成23年

第2回美浜町議会臨時会会議録

平成23年5月11日 開会

平成23年5月11日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成23年5月11日（水曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 美浜町議会議長の選挙  
日程第3 議席の指定  
日程第4 会議録署名議員の指名  
日程第5 会期の決定  
日程第6 美浜町議会副議長の選挙  
日程第7 所信表明について  
日程第8 美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任  
日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙  
知多南部消防組合議会議員の選挙  
知多地区農業共済事務組合議会議員の選挙  
知多南部広域環境組合議会議員の選挙  
日程第10 承認第1号 専決処分事項の報告承認について  
同意第2号 美浜町監査委員の選任について  
議案第27号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第1号）  
日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

[議事日程に同じにつき省略]

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀莊之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（13名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君
総務部長	石川達男君	企画部長	初山博資君
厚生部長	家田兵蔵君	建設部長	片岡勝君
経済環境部長	久野元嗣君	教育部長	神谷信行君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君

保 險 課 長 岩 瀬 知 平 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 森 田 篤 君

議会係長 日 比 郁 夫 君

[午前 9 時00分 開会]

○議会事務局長（森田 篤君）

皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初の議会であります。このため議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で最年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の臨時会の出席議員中、家田昇議員が最年長でありますので臨時議長として紹介させていただきます。議長が選挙されるまでの間、議長の職務をお願いします。家田昇議員、議長席へ着席願います。

[家田 昇君 議長席に着席]

○臨時議長（家田 昇君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいま紹介されました家田昇です。地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行いますのでよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回美浜町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（家田 昇君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

日程第2 美浜町議会議長の選挙

○臨時議長（家田 昇君）

日程第2、美浜町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉鎖します。

[事務局 議場閉鎖]

○臨時議長（家田 昇君）

ただいまの出席議員は14名であります。

ここで立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により立会人に1番 大崎卓夫君、13番 磯部輝次君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

[事務局 用紙配布]

○臨時議長（家田 昇君）

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（家田 昇君）

配付漏れなしと認めます。投票箱の点検をします。

[事務局点検]

○臨時議長（家田 昇君）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

1番 大崎卓夫君から、議席の番号順に順次投票願います。

[投票]

○臨時議長（家田 昇君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（家田 昇君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いします。

[1番 大崎卓夫君、13番 磯部輝次君立ち会いのもと、事務局開票]

○臨時議長（家田 昇君）

立会人よろしいですか。

[1番 大崎卓夫君、13番 磯部輝次君、「異議なし」と呼ぶ]

○臨時議長（家田 昇君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち丸田博雅君8票、杉浦剛君3票、鈴木美代子君2票、石田秀夫君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って丸田博雅君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

[事務局 議場開錠]

○臨時議長（家田 昇君）

ただいま議長に当選されました丸田博雅君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって議長当選の告知をします。議長に当選されました丸田博雅君、議長就任のあいさつをお願いします。

[議長 丸田博雅君 登壇]

○議長（丸田博雅君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま、議長として選任されました丸田博雅でございます。

浅学非才な私ではありますが、先輩議長の功績を汚すことなく、誠心誠意務めてまいりたいと思います。

町・町民・地域のために充実した美浜町議会運営を実行するにあたり、議会の皆さん、そして町職員の方々のご指導、ご支援を切にお願い申し上げ、はなはだ簡単ではありますが、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

[拍手 降壇]

○臨時議長（家田 昇君）

私はここで交代します。ご協力ありがとうございました。

丸田議長、議長席に着席願います。

〔議長 丸田博雅君 議長席に着席〕

○議長（丸田博雅君）

それではただいまから、議事日程に従い、議長として議事を進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いします。

ここで諸般の報告をします。本臨時会に、説明員として出席を求めた者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しましたからご了承願います。以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

日程第3 議席の指定

○議長（丸田博雅君）

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

---

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（丸田博雅君）

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、1番 大崎卓夫君、14番 家田昇君を指名します。

---

日程第5 会期の決定

○議長（丸田博雅君）

日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

---

日程第6 美浜町議会副議長の選挙

○議長（丸田博雅君）

日程第6、美浜町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉鎖します。

〔事務局 議場閉鎖〕

○議長（丸田博雅君）

ただいまの出席議員は14名であります。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により立会人に1番 大崎卓夫君、14番 家田昇君を指名します。

投票用紙を配付します。

[事務局 投票用紙配付]

○議長（丸田博雅君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸田博雅君）

配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[事務局点検]

○議長（丸田博雅君）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番 大崎卓夫君から、議席の番号順に順次投票願います。

[投票]

○議長（丸田博雅君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸田博雅君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いします。

[1番 大崎卓夫君、14番 家田昇君立ち会いのもと、事務局開票]

○議長（丸田博雅君）

立会人よろしいですか。

[1番 大崎卓夫君、14番 家田昇君、「異議なし」と呼ぶ]

○議長（丸田博雅君）

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち千賀荘之助君7票、森川元晴君5票、石田秀夫君1票、杉浦剛君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、千賀荘之助君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

[事務局 議場開錠]

○議長（丸田博雅君）

ただいま副議長に当選されました千賀荘之助君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって副議長当選の告知をします。

副議長に当選されました千賀荘之助君、副議長就任のあいさつをお願いします。

[副議長 千賀荘之助君 登壇]

○副議長（千賀荘之助君）

おはようございます。

全くのサプライズといいましょうか、本人もかなり緊張いたしております。皆様方の推薦があった以上、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、議員各位のご推挙によりまして、本町議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じます。と同時に責任の重大さも痛感しているところでございます。

浅学非才であります私が、副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危ぐがないわけではありませんが、幸いにいたしまして、議長には人格識見ともに卓越した丸田氏をご就任になっておられます。

副議長職というものは、地方自治法上、議長を補佐する職ではない、代理をする職であることを念頭におきながらも、丸田議長の驥尾につき、議会が公正にかつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。

議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、蕪辞ではございますが就任のあいさつといたします。

ありがとうございました。

〔拍手 降壇〕

---

## 日程第7 所信表明

### ○議長（丸田博雅君）

日程第7、所信表明についてであります。町長の登壇を許可します。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

### ○町長（山下治夫君）

おはようございます。

本日ここに、平成23年第2回美浜町議会臨時会の開会にあたり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、議会議員の皆様方には、大変厳しい選挙戦を戦い抜かれ、見事当選の栄を勝ち取られましたことを、心からお慶び申し上げます。おめでとうございます。

私も後援会を初め、多くの町民の方々よりのご支援のおかげをもちまして、再選することができました。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

先ほど、新議長には丸田博雅さん、そして副議長には千賀荘之助さんが選任され、誠にありがとうございます。

これからよろしく願いいたします。

町長に再度就任させていただいた、ただいまの心境は、今後4年間、議員の皆様方と議論を重ね、ご指導、ご意見をいただきながら、町民の皆様の信頼と期待に応えるため、新たな決意と情熱を持って、何事にも全力で取り組んでまいり所存でございます。

私は、町民の皆様からご支持をいただき町長に就任して以来、町民の皆様が「住んでよかったと実感できるまちづくり」を目指し、町政に臨む姿勢を、町政の変革を求めたまちづくり、住民との対話を重視して、身の丈にあった行政に取り組むことを基本姿勢としてお示しし、そして、ひと・まち・自然・健康をメインテーマに、行財政の健全化と安心・安全なまちづくりを第一にこれまで町政に取り組んでまいりました。

今後ともこれまでの基本姿勢とメインテーマを継続し推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、去る3月11日に発生しました東日本大震災により、東北地方や関東地方の広い地域で未曾有の被害が発生しました。この震災により犠牲になられた方々には深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。本町といたしましても被災地のニーズにあった様々な支援をできる限り全力で取り組んでまいりますので、ご理解ご協力の程お願いいたします。

今、すぐに取り組まなければならないことは、「安心・安全なまちづくり」の実現であります。多くの方々が不安な心境であると思います。そうした中で、本町では、本年4月1日から運用しました、災害時に有効な放送手段でありますデジタル同報無線の充実に向けて取り組んでまいります。これから起こることが予想されています、東海・東南海・南海地震対策としては、瞬時に町内一斉放送ができる同報無線整備事業に着手できたことは大きな成果と考えています。この無線は災害情報ばかりでなく、行政情報及び地域情報を行うことができます。現在は、屋外放送のみであります。今後は生活弱者等の方々に対し、家の中においても放送を聴くことができる、戸別受信機の設置整備を考えてまいります。現在屋内では、CATV放送の緊急告知放送がありますが、十分連携を取りながら進めてまいります。よろしくをお願いいたします。

地方分権が進む中、各自治体にはより一層の自己責任による行政運営が求められる時代となっており、とりわけ子ども施策の充実や地域の活性化などの、新たな住民サービスの構築につきましては、各自治体の地域の特性を活かした工夫が求められております。その取り組みと成果によっては、地域間の格差が確実に広がっていくことが予想されます。

本町の財政状況は依然として厳しく、景気の低迷により税収も落ち込んでおりますが、安定した町政を目指し、継続して行財政改革に力を入れてきたことにより、その成果を見ることができるようになったと考えています。

最後になりましたが、町政を取り巻く環境は大変に厳しい状況ではありますが、自分が先頭に立ち現場目線で、やさしい町政を心がけ、現状に立ち止まることなく、難局に立ち向い「町民皆様の幸せ」を目指してまいる所存でございます。

今後、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するために、町民の皆様の知恵を活用させていただくなど、共創・協働の視点を重視したまちづくりに取り組んでまいります。

議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（丸田博雅君）

以上で町長の所信表明を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩中に委員会室で仮議会運営委員会を開催願います。

〔午前9時39分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

○議長（丸田博雅君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第8 美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（丸田博雅君）

日程第8、美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

各委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議席に配布しました名簿のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって各常任委員会委員及び議会運営委員会委員はお手元の名簿のとおり選任することに決しました。

常任委員会委員

名称	定数	委員			
総務産業常任委員会	7名	大崎卓夫	山本辰見	野田増男	杉浦 剛
		山本和久	丸田博雅	島田昭夫	
文教厚生常任委員会	7名	中川博夫	石田秀夫	千賀荘之助	鈴木美代子
		森川元晴	磯部輝次	家田 昇	

（順不同）

議会運営委員会委員

名称	定数	委員			
議会運営委員会	4名	鈴木美代子	杉浦 剛	島田昭夫	磯部輝次

（順不同）

ここで暫時休憩します。

休憩中にただいま選任された委員により各委員会を開き、委員会条例第6条第2項の規定により、正副委員長を互選され、議長に報告願います。

各議員は議員控室に待機し、第2委員会室において総務産業、文教厚生、議会運営委員会の順に各委員会を開催してください。

〔午前10時57分 休憩〕

〔午前13時00分 再開〕

○議長（丸田博雅君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をします。休憩中に開催された各委員会において正副委員長が互選されましたので報告します。総務産業常任委員会委員長に島田昭夫君、副委員長に山本和久君。文教厚生常任委員会委員長に森川元晴君、副委員長に鈴木美代子君。議会運営委員会委員長に杉浦剛君、副委員長に磯部輝次君。以上のとおり決定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙から  
知多南部広域環境組合議会議員の選挙まで4件一括

○議長（丸田博雅君）

次に日程第9、知多南部衛生組合議会議員の選挙、知多南部消防組合議会議員の選挙、知多地区農業共済事務組合議会議員の選挙及び知多南部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

最初に知多南部衛生組合議会議員の選挙を行います。知多南部衛生組合議会議員は衛生組合同規約第5条の規定により、本町議会より4人を選挙することになっています。

お諮りします。知多南部衛生組合議会議員の選挙の方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は議長による指名推薦とすることに決しました。知多南部衛生組合議会議員に千賀荘之助君、島田昭夫君、山本辰見君に私、丸田博雅の以上4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人の諸君を知多南部衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました4人の諸君が知多南部衛生組合議会議員に当選されました。当選された4人の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

次に知多南部消防組合議会議員の選挙を行います。知多南部消防組合議会議員は消防組合同規約第5条の規定により、本町議会より4人を選挙することになっております。

お諮りします。知多南部消防組合議会議員の選挙の方法は、関連する各常任委員会等の役職者をもって地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は議長による指名推薦とすることに決しました。知多南部消防組合議会議員に千賀荘之助君、山本和久君、大崎卓夫君に私、丸田博雅の以上4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人の諸君を知多南部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました4人の諸君が知多南部消防組合

議会議員に当選されました。当選された4人の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

次に知多地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

知多地区農業共済事務組合議会議員は、農業共済事務組合同規約第5条、並びに第6条第1項の規定により、本町議会より2人を選挙することになっています。

お諮りします。知多地区農業共済事務組合議会議員の選挙の方法は、関連する常任委員会等の役職者をもって地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は議長による指名推薦とすることに決しました。知多地区農業共済事務組合議会議員に山本和久君に私、丸田博雅の以上2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人の諸君を知多地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました2人の諸君が知多地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。当選された2人の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

次に知多南部広域環境組合同議会議員の選挙を行います。

知多南部広域環境組合同議会議員は、知多南部広域環境組合同規約第5条、並びに第6条第1項の規定により、本町議会より3人を選挙することになっています。

お諮りします。知多南部広域環境組合同議会議員の選挙の方法は、関連する常任委員会等の役職者をもって地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は議長による指名推薦とすることに決しました。知多南部広域環境組合同議会議員に千賀荘之助君、島田昭夫君に私、丸田博雅の以上3人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3人の諸君を知多南部広域環境組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました3人の諸君が知多南部広域環境組合同議会議員に当選されました。当選された3人の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたのでこれを許可します。

町長、報告願います

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

諸般のご報告をさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震に係る被災地支援物資搬送のための職員派遣について報告させていただきます。

本町においては、4月28日までに町民の皆様方等より寄せられた支援物資の、被災地への搬送を計画しておりましたところ、昨年10月に町と包括協定を結んだ日本福祉大学が人的支援活動として学生17名の派遣を行うこととなり、大学側と協議の結果、この学生派遣に合わせて、町と大学との合同事業として、4月29日より搬送業務を行うこととしました。

この業務には、物資搬送の目的を含め、未曾有の大災害を肌で感じることにより各職務において災害発生時の対応に資することを目的として、防災担当のほか、総務課、環境保全課、学校教育課の職員を加えた総勢8名を派遣いたしました。

物資の搬送先は、今回の日本福祉大学学生のボランティア活動を支援する「東日本大震災共同支援ネットワーク事務局NPO法人ひなたぼっこ」という団体で、石巻市を始めとして避難所のみならず、在宅の被災者にも支援の手を差し伸べている団体でございます。搬送した支援物資は、保全米飯24食を初め、即席めん173食、インスタント味噌汁215食、水719リットル、野菜ジュース92本、粉ミルク3缶、紙おむつ850枚、マスク1万枚、学童用リュックサック15個、ポリ袋1万枚でございます。

搬送作業終了後、仙台市若林区荒浜地区及び名取市内仙台空港等の被災地の現状視察を行い、それぞれの担当部署の目線で確認をしております。

支援物資の搬送という作業が主たる目的ではありませんでしたが、惨状を目の当たりにしたことで、参加者全員が、どのような講演よりも学ぶことが多い時間であったと報告を受けております。

今後は、事務従事についても、愛知県及び町村会等の要請に応じ、人的派遣として積極的に支援していきたいと考えております。

また、本町では現下の状況を踏まえ、電力・エネルギーの安定供給の確保に向けた取り組みの一つとして、クールビズ開始の前倒しを行い、5月16日から実施いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

〔降 壇〕

---

日程第10 承認第1号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第27号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第1号）まで3件一括

○議長（丸田博雅君）

日程第10、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてから、議案第27号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

本日ご提案申し上げますのは、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを初め3件で、全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、承認第1号、専決処分事項の報告承認につきましては、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されることとなったため、3月31日付にて専決処分を行い、同日、公布させていただいたものでございます。

よって、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正内容でございますが、出産育児一時金の支給額につきましては、従来、1児につき35万円であるところ、緊急少子化対策により平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産した場合は、暫定的に、1児につき39万円に、産科医療補償制度加算の対象となる出産については42万円に引き上げる経過措置が実施されておりましたが、経過措置終了後も、引き続き同額を支給するよう改正いたしましたものでございます。

次に同意第2号、美浜町監査委員の選任についてでございますが、議会選出の監査委員といたしまして、家田昇氏を選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

家田昇氏は、昭和58年以来、7期にわたり美浜町議会議員に当選され、その間、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、行政改革特別委員会の委員長を歴任され、さらに平成13年から2年間、美浜町議会副議長、平成17年から2年間、美浜町議会議長、また、平成19年から4年間、監査委員を務められ、知識、経験ともに豊かで、再度監査委員として適任であると存じますので、よろしくご同意を賜りますようお願いいたします。

次に議案第27号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ215万3千円を追加し、補正後の予算総額を70億1,815万3千円とするものでございます。

歳出予算の主な内容でございますが、2款総務費、総務管理費におきまして、去る3月31日付で提訴されております議員除名処分等請求事件に対応するため、弁護士報酬金を計上させていただきました。

9款消防費、防災対策費におきましては、全国町村会等上部団体より、東日本大震災被災地支援を行うための人的支援の要請があった場合に対応するための職員派遣費用を計上させていただいたほか、去る4月8日に福祉自治体ユニットを通じて、被災地加盟団体への物資支援に要した経費を計上させていただきました。

これらの財源につきましては、財政調整基金繰入金を充当させていただくものでございます。

以上3件につきまして、よろしくご審議いただき、全議案お認めいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（丸田博雅君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより順次、ただいま議題となっております3件の議題について議事を進めます。

最初に承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって承認第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって本案は承認されました。

次に、同意第2号、美浜町監査委員の選任についてを議題とします。

この議案の審議にあたっては、家田昇君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により家田昇君の退場を求めます。

〔14番 家田 昇君 退場〕

○議長（丸田博雅君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号については、会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって同意第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号、美浜町監査委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで家田昇君の入場を求めます。

〔14番 家田 昇君 入場〕

○議長（丸田博雅君）

次に議案第27号、平成23年度一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

一般管理費の報償費における弁護士報償金99万9千円ですが、今まで町が裁判の被告になったことはあると思うが、そのときはいつもこうやっているのか、それとも、保険を使って弁護士費用を出したこともあるという話を聞いているが、その辺はどうですか。

○総務部長（石川達男君）

保険というのは記憶にないですが、通常裁判の関係になりますと、提訴されれば弁護士にお願いすることになるかと思えます。そうした場合に、費用の種類としては、今回お願いしました着手金を初めとした報償金、手数料、法律相談料、いろんな金額があるんですが、一番初めにしなければならぬ着手金ということの金額が必要になるということになりますので、これを一般管理費の方で報償金としてお願いしたということになります。

○副町長（畑中高治君）

今、総務部長がお答えしたとおりですが、今までたしかに裁判がございました。その際には予備費からの充用で対応したこともございます。今回は、たまたま今日臨時議会があるということでわかっておりましたので、あえて一般管理費として計上させていただきましたのでよろしく申し上げます。

○議長（丸田博雅君）

その他ありませんか。町長。

○町長（山下治夫君）

追加ばかりで申し訳ないが、今回計上したのが総務部長が答えたとおりでございますが、今回被告になったのが我々町執行部と美浜町議会ということでありますので、議会議員の方々にも被告だということの立場でご理解、ご審議いただきたいということもこめたとことを付け加えさせていただきます。

○議長（丸田博雅君）

山本君。

○5番（山本辰見君）

同様のところの質問ですけど、今町長から説明ありましたように、町それから議会その

ものが被告になっています。私たちも当事者になると思うのですが、実際に現段階での議会の構成でいきますと、例えば議長さんだとか、議運の委員長さん、もうひとかた一般の議員さんも、今、席にいないという中で、これがどういう対応になる。いわゆる町として捉えるときに、どういう立場になるのかわからないところがある。そのところ少し説明いただきたい。

○総務部長（石川達男君）

いわゆる被告となっておりますのは、美浜町、それから処分した美浜町議会という形になっていますので、それぞれのいきさつがあったのは、3月の議会のときに係る議員さん全部であり、議会運営委員会だとか懲罰特別委員会というものがあったものですから、その役職あるいは、議員さんであった方々に関わりありますが、最終的には美浜町そして美浜町議会という形になりますので、その中で対応になろうかと思っております。

○議長（丸田博雅君）

その他…。中川君。

○2番（中川博夫君）

私たち3名の新人議員も、今後一緒に美浜町議会議員として今後の仲間入りをしていくと思うのですが、今のこの99万9千円が、皆さんの税金でまかなうことがちょっと腑に落ちないところがありますので、その辺のところを細かく説明をお願いしたいと思います。

○総務部長（石川達男君）

これはあくまでも個人というわけではなくて、先ほどから言っておりますように美浜町、そして美浜町議会という形での被告になっておるところでございます。従いまして今回、税金という話になりますけれど、議会の方で補正予算をお願いさせていただき、そしてこの着手金に当てたという形であります。

さきほど副町長から説明しましたが、通常でいきますと、例えば道路等の関係で美浜町が訴えられたとして、裁判になったこともあります。そのときも町が訴えられたということで、通常予算でいただいております予備費の方から裁判費用は利用させていただいて使っている状況であります。そのことについては、結果として決算のときに予備費としてこういう事件の裁判に使わせていただきましたと説明しますが、今回の補正予算の関係は、先ほど町長が申し述べたとおりでありますので、補正予算に上げさせていただいたということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。石田君。

○3番（石田秀夫君）

今回の99万9千円は、着手金ということですが、去る3月議会、23年度予算に私も承認させていただいたということですが、法律相談顧問事務委託料63万円がうたわれております。というこの金額をば、法律事務所、顧問の方にお支払いになったんでしょうか。

そういった中での、また着手金というのはどういうふうに理解したらよいか、ご説明ください。

○総務部長（石川達男君）

3月議会でお認めいただきましたのは、市町村が法律の問題全般の相談に対する適切な助言をしていただくための金額ということで、顧問委託の契約をさせていただくということで、通常他の市町村でもそうなんです、だいたい月5万円ぐらいということで、自由にいつでも、どんなときでも相談させていただくことができると。例えば町村会ですと今まで相談の予約を取り1ヵ月後に相談といったふうでありました。このごろ、いろいろな社会的、経済的いろんな面で、いろんな問題を抱えるという時代背景になっています。その中で、各市町村もそういった弁護士さんの方と相談の関連について契約をしておるといふのをほとんどの市町村が行っておりますけれど、そういった中で美浜町も23年度、新年度からこの予算を計上し、お認めいただいたということでもあります。

先ほども少し触れましたが、あくまでも今のは相談という話で年間通じた金額。ただしこれは実際に裁判が起こったという話であります。提訴されたという話。そうした中で、そのときにかかる費用というのは、当然別になります。それが今回お願いする着手金に必要な費用というのを予算でお願いをしておるといふことですので、ご理解をいただきたい。

○議長（丸田博雅君）

島田君。

○12番（島田昭夫君）

これに関連してですが、まず一つ、着手金の意味合いと、それから今後裁判が続いていく中で、弁護士費用はまだかかることが予測されるわけです。その辺の予測を教えてくださいたいのと、そういうことが発生すると、またこのほかの予算立てをやるのか。裁判費用に関する予測みたいのは立っているのか。

○総務部長（石川達男君）

最終的にはどの位までになるのか、細かい計算をしておりません。ただ今回3月の終わりに提訴をされたという中で、何がまず必要になってくるかということになりますと、一番初めに必要になってきますのが、今回お願いする着手金ということになります。

これは、弁護士に事件を依頼した段階で支払わなければならない、という金額であります。

しかしながら今回、5月11日、本日臨時議会があるということをお願いをし、お支払いをしていくことで、この件につきましては、ついでに判決になるのかもわかりませんので、当然この後、成功報酬だとか、日当等、着手金のほか、報奨金、手数料、法律相談料だとか弁護士さんにお支払いする費用があるんですが、裁判に係る費用については、また順次お願いをしなければならないという形になろうかと思えます。

○議長（丸田博雅君）

そのほか。石田君。

○3番（石田秀夫君）

今までにおいては、町が訴えられるということはあったんでしょうか。町村会を通じて今まで弁護相談をしていたと聞いておるんですけども、今回この私の処分についての訴訟は、町村会へ相談されたんでしょうか。

○総務部長（石川達男君）

前段として、今回23年度の新年度予算の中に、顧問弁護士相談料をお願いしたところからお考えいただきたいと思います。町村会の顧問弁護士というのは、もちろん町村会の方でありまして、さきほどご説明させていただきましたとおり、一月ぐらい前から申込をし、本当のご相談をするという形では、過去にも美浜町でも相談をさせていただいたことがあります。ただし、実際に裁判で提訴されたりとかという話の中ではなくて、実際に業務をしていく中で、難しい対応をしなければならないという事案が出てきます。そういった中で、弁護士さんの方にご相談するというのは、過去にあったということでもあります。

顧問弁護士を23年度からお願いし、今後、年間を通じて相談をしていくわけですが、年度当初におけるこういった形で提訴をされましたから、専門分野による弁護士事務所に相談する中で、お願いをしたということでもあります。

○議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。石田君、3回目ですので、最後です。

○3番（石田秀夫君）

今回3月議会でですね、23年度予算ということで、弁護士顧問事務委託料と報償費1千円、補償補てん賠償金1千円、これは頭出しと思うんですが、承認されております。そういった中で、私が同日除名処分を受けたということは、策をもって、私は策にはめられたと理解しても過言ではないということはあるんじゃないかと思っております。しかしながら、こういうことは、賠償、この相談料、裁判、えー顧問弁護士料を、顧問弁護士に相談するということについて、何があってこういうものをもうけていったのかという、実際に何があったのかということです。そこを、お伺いしたい。

○総務部長（石川達男君）

さきほども少しお話させていただいたのですが、昨今の行政を取り巻く環境が非常に難しくなってきたおるといふ現状があります。そうした中で、各市町村においても、いろんな事件を町の対応として、行政として対応の中でどういう対応をしていったらいいのかというご相談はやはり、専門的な弁護士さんをお願いするのがいいだろうということで顧問弁護士と契約するというのが現実であります。その中で、県の方でも、前例的な町村に対して、町村会の方で相談できる弁護士がもともとあるということでもあります。しかしながら先ほど言ったように、そういった方々にご相談するのは過去にもありますけれども、相談する時間数の制約だとか、そういったものが突然できるといったものではありません。いつでもそういった問題についてご相談できる、親身になっていただけることは、そういった市町村が今形態作っておる顧問弁護士という形を取っているの、これについては昨年の予算計上する前から、そういった形でいこうという形になっておりまして、進んでおりました。

そうした中で、予算を計上し、3月の議会の23年度、新年度予算でお願いをしたという形でありますので、さきほど石田議員が言われたように、そういった不浄な考え方といひましようか、そんなことは一切私たちわかりませんけれども、ありませんのでよろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（丸田博雅君）

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

私は、ただいま提案のありました議案第27号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第1号）につきまして、反対の立場から討論します。

その理由は、歳出に計上されている、2款総務費、8節報償費の弁護士等報償金についてであります。多分に今回の提案が裁判費用の一部であり、今後、裁判が進むにつれ拡大することも予想されます。

この問題は、さきの3月議会における石田議員の議会での発言を、一方的に封じて懲罰問題とし、除名処分にした事件に関係している問題です。

この事件は現在、裁判所に提訴されていますので、発言に気をつけなければいけません。改めて見つめ直しますと、さきの3月議会での経過に議長、議運委員長、懲罰委員会委員長、山下町長の対応にいくつかの疑問点を持っていたのではと考えています。

私自身も含めて、一度、全会一致で除名処分という判断を下しました。石田議員から訴えられた側ではありますが、この裁判費用について、町民に肩代わりしてもらって、税金で対応することは正しくないもの、許されないものと考えます。

私自身、議員全員が取った態度に対して、きっちりと責任を取らなければならないものと覚悟しています。このことは議員ももちろんですが、山下町長にも同様のことが求められます。

従って今回の補正予算において、弁護士費用等を計上することに反対するものです。

○議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。石田君

○3番（石田秀夫君）

私は強く反対させていただきます。

今回のこの問題は、行政において行われた農業委員会の問題であります。この訴訟においては、町長個人と議会にあり、税金が使われることについて認めるわけにはまいりません。強く反対いたします。

○議長（丸田博雅君）

その他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第27号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（丸田博雅君）

日程第11、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長あてに議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についてを、議会閉会中の継続調査事件としたいとの申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸田博雅君）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、平成23年第2回美浜町議会臨時会を閉会します。

皆さん、お疲れ様でした。

〔午後1時48分 閉会〕

地方自治法第 123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 3 年 5 月 1 1 日

美浜町議会

議長 丸 田 博 雅

議員 大 崎 卓 夫

議員 家 田 昇